

## 愛知県地域保健医療計画の中間見直しについて

## 1 趣旨

愛知県地域保健医療計画は、愛知県の保健医療対策の今後の基本方針を示すもので、さまざまな保健医療サービスを適正に提供することができる体制づくりを目的とした計画であり、5 疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）、5 事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療の医療連携体制の構築等について、記載されている。

医療法第 30 条の 6 の規定により、この医療計画は 3 年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは中間見直しを行うものとされている。

2026 年度は 3 年目にあたることから、医療審議会において医療計画を見直し、必要事項の追加や時点修正、指標の追加などを行う必要があるため、5 事業等推進部会の審議項目に係る部分について、委員の皆様に意見を聴取する。

## 2 5 事業等推進部会における審議項目

- ・ 5 事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む））
- ・ 在宅医療の確保に関すること
- ・ 保健医療従事者（医師を除く。）の確保に関すること

## 3 今回の見直しのポイント

(1)	<b>時点の修正</b> ----- 計画期間 6 年間のうち 3 年ごとに中間見直しを実施することに伴う、各項目の時点修正。
(2)	<b>他計画との整合性の確保等</b> ----- 国が定める「医療提供体制の確保に関する基本方針」及び「医療計画作成指針」に基づき、介護保険事業（支援）計画等、他の計画との整合性を確保するとともに、引き続き 5 事業（救急医療・災害医療・へき地医療・周産期医療・小児医療）及び在宅医療等の取組を推進する。
(3)	<b>医療計画と政策的に関連が深い他の計画との一体的策定</b> ----- 参考資料 1 の個別計画のうち、「人材確保支援計画」及び「愛知県薬剤師確保計画」については、中間見直しにおいて、医療計画と一体化する予定である。

#### 4 2026年度のスケジュール（案）

各分野それぞれの会議において具体的な議論を行ったうえで、パブリックコメント、関係団体への意見照会を経て、法定の医療審議会医療体制部会及び医療審議会に諮り、来年度に中間見直しを実施する。

	医療審議会等	<b>5事業等推進部会</b>	各会議
2025年度	医療審議会（計画の基本方針・作成要領の決定⇒諮問）		
2026年度 原案検討	医療体制部会 （素案決定）	<b>5事業等推進部会 （第1回）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急医療協議会</li> <li>・災害医療協議会</li> <li>・へき地医療支援計画策定会議</li> <li>・周産期医療協議会</li> <li>・在宅医療推進協議会</li> </ul>
	医療体制部会 （試案決定） 医療審議会 （原案決定）		
最終案検討	市町村、関係団体へ 意見照会・ パブリックコメント	<b>5事業等推進部会 （第2回）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急医療協議会</li> <li>・災害医療協議会</li> <li>・へき地医療支援計画策定会議</li> <li>・周産期医療協議会</li> <li>・在宅医療推進協議会</li> </ul>
	医療体制部会 （最終案決定） 医療審議会（答申）		

※ 具体的なスケジュールについては、今後調整を行う。